明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（**厚生労働**一〇五）　一
○株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則（**経済産業**四二）　三

〔告　示〕
○都市公園の供用を開始する件（**関東地方整備局**三九三）　四
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二〇〇～二〇二）　五
○道路に関する件（**四国地方整備局**七六、七七）　五
○道路に関する件（**九州地方整備局**一六一）　五

〔人事異動〕
国土交通省　防衛省　五

〔官庁報告〕
国家試験　一三
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一五
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一五

〔公　告〕
諸事項　一六

裁判所
破産、免責、再生関係　一六

特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十四年度・事業年度財務諸表（独立行政法人産業技術総合研究所・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人日本貿易保険）、特定計量器型式承認、日本放送協会入札、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　二一

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二五

会社その他　二六

会社決算公告　二八

省　令

○厚生労働省令第百五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条の十三第二項中「同項第二号から第六号まで」を「同項第三号から第八号まで」に改める。

第百三十二条の三の次に次の一条を加える。

（法第七十九条第三項の厚生労働省令で定める基準）

第百三十二条の三の二　法第七十九条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

第百四十条の二十八中「第百十五条の十二第三項第二号の二」を「第百十五条の十二第四項第二号の二」に改める。

第百四十条の三十四の次に次の一条を加える。

（法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の三十四の二　法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

第百四十条の六十六を次のように改める。

（法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六　法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一　法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　次のイ及びロに掲げる基準

イ　一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

(1)　保健師その他これに準ずる者　一人

(2)　社会福祉士その他これに準ずる者　一人

(3)　主任介護支援専門員（第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者　一人

ロ　イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1)　第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合